

## 1 業務の概要

### (1) 件名

公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス飲料等自動販売機設置・運営業務

### (2) 内容

横浜市立大学金沢八景キャンパスにおける飲料等自動販売機について、「公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス 自動販売機設置・運営事業者 募集要項」及び本仕様書に基づき設置・運営する業務

### (3) 設置場所・台数

ア 設置場所：横浜市金沢区瀬戸 22-2 金沢八景キャンパス構内

イ 台数：18台

※詳細は、別掲「自動販売機設置一覧」を参照すること。

募集区分	件名	台数
A	飲料自販機	9台（屋内：4台、屋外：5台）
B	食品・飲料等自販機	8台（屋内：5台、屋外：3台）
C	日本財団チャリティー自販機	1台（屋内：1台）

※日本財団チャリティー自販機とは、飲料1本につき10円を社会貢献プロジェクトに寄付する自販機で、支援先は、「子供の貧困対策支援」「難病児の家族支援」とする。自販機のラッピング外装のデザインは本学指定のものとし、ラッピング外装は事業者負担とする。

### (4) 契約期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年）

契約期間は原則として5年とする。令和9年4月1日以降の設置事業者については契約期間満了に合わせて再度公募により選定することとし、本公募により選定された設置事業者の参加を認める。ただし、サービス内容、管理運営状況等から、本学が設置事業者の変更を必要としないと判断した場合に限り、再契約を認める場合がある。

## 2 費用負担

自動販売機に伴う次の各費用は設置事業者の負担とする。

### (1) 貸付料

募集区分	件名	月額貸付料（税抜き）
A	飲料自販機	9,900円/月
B	食品・飲料等自販機	10,100円/月
C	日本財団チャリティー自販機	1,600円/月

（内訳） 屋内：1台につき1,600円/月、屋外：1台につき700円/月

### (2) 光熱水費

自販機設置時に電気使用量の計測専用の個別メーターを設置し、その計測結果に基づき算出された電気料金を負担すること。

※電気使用料＝電気使用量個別メーター測定値×前年度金沢八景キャンパス実績単価

（参考：令和3年度金沢八景キャンパス電気料金実績単価＝16.32円/kWh）

### (3) 売上手数料

設置する飲料自販機（食品自販機は含まない）の売上金額（税抜）を合計した金額に料率を乗じて算出された金額（算出された金額に1円未満の端数が生じる場合は切捨とする。）

### (4) 各費用の入金時にかかる銀行振込手数料

### (5) 搬入・設置費用

### (6) 契約終了時の自販機撤去に伴う費用及び原状回復費用

### (7) 自販機に併設する回収容器等の設置、修理、更新等の費用

### (8) 商品補充・廃棄物回収運搬処理等のメンテナンス費用

### (9) 電気使用量の計測専用の個別メーターにかかる費用

### (10) その他自販機設置・運営に関するすべての費用

## 3 販売商品

### (1) 商品構成

ア 商品構成は、学生・教職員のニーズ・場所特性等を踏まえて多品種・多品目により構成するよう努め、継続的に変更すること。なお、複数台の自販機が並列する場所では、収容する商品が同じ

ラインナップとならないように工夫すること。

イ たばこ及び酒類又は類似品の販売は禁止とする。

ウ 食品用販売機については、できるかぎり食品添加物の含まれていない食品を収容すること。  
食品はおにぎり、調理パン、サンドイッチ、総菜パン、牛乳、ジュース、生菓子を中心に収容すること。

エ カップ麺等汁物は販売しないこと。

オ 商品構成は事前に市大担当者の了解を受け、必要な場合は変更すること。

#### (2) 販売価格

ア 飲料自販機の販売価格は、標準価格から 20 円以上値引きとすること。

#### (3) 商品補充・衛生管理

ア 販売実績及び需要予測から、売切れが発生しないように商品補充を行うこと。

イ 食品自販機は原則 1 日 1 回の商品補充（入替）とするが、需要が見込まれる場合に 1 日複数回の商品補充対応ができること。

なお、学生の長期休業期間中など明確に需要の低下が見込まれる時期は、商品構成・数量の調整を可とする。ただし、本学にとって不利な調整を行う場合は、内容について事前に本学と協議の上、許可を得てから行うこと。

ウ 衛生管理については、関係法令等を遵守すること。

エ 賞味期限切れに注意し、賞味期限切れになった商品は直ちに販売を中止し、廃棄処分すること。

### 4 自販機及び回収容器

#### (1) 自販機

##### ア 種類

- ・給排水設備を必要とする自販機及び販売商品は設置できない。
- ・可能な限り災害救援自販機とすること。

※A、B 区分については、別掲「自動販売機設置一覧」の注意事項に記載のある設置場所には、必ず災害救援自販機を設置すること。

##### イ 電子マネー

- ・交通系電子マネー（Suica 及び PASMO）での支払いが可能な限りできるようにすること。

※A、B 区分については、交通系電子マネーで支払い可能な自販機を必ず 1 台設置すること。  
設置場所は問わない。

##### ウ 環境対策

- ・飲料自販機、食品・飲料等自販機、チャリティー自販機については、トップランナー基準及びグリーン購入法に適合したノンフロン対応機・ヒートポンプ機を採用することとし、その他にも省エネに努めること。

##### エ その他

- ・契約期間中においても著しい劣化などの症状がみられた場合は、自販機の交換をすること。
- ・契約期間中においても、省エネなどに対応した最新の機種があれば、可能なかぎり提案し、入れ替えを行うこと。

#### (2) 回収容器

回収容器は、飲料自販機 1 台につき 1 個以上設置すること。

#### (3) デザイン

ア 飲料自販機、食品・飲料等自販機、及び回収容器は、周辺環境と調和したデザイン、色とし、本学と協議の上決定するものとします。背面にガラス壁がある場所においては、歩行者等から自販機背面が見えないようにすること。

イ チャリティー自販機に関しては、本学が指定したパッケージデザインを採用することを条件とする。

#### (4) 設置スペース

別掲「自動販売機設置一覧」を参照し、収容可能な機器を設置すること。

### 5 廃棄物の回収運搬処理

自販機に併設した回収容器の廃棄物については、原則として設置事業者の責において処理するものとする。処理にあたっては、法律条例の規定に基づき、適切なリサイクル処理を実施するものとし、設置事業者が設置した自販機において販売した商品以外の廃棄物が混入していた場合にも同様に処理するものとする。

また、回収頻度については、回収容器から廃棄物があふれないよう十分配慮すると共に、周辺環境の美化に努めること。（回収容器周辺に廃棄物があふれていた場合には原則としてそれらも回収すること）

## 6 管理運営上の遵守事項

### (1) 設置

自販機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。通路等に面している場所に設置する場合は、通行者の転倒防止等に配慮して対策を行うこととする。

### (2) 管理運営

- ア 設置事業者は、自販機の設置・管理・運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。
- イ 商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。
- ウ 自販機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事より前に本学の承認を受けることとし、工事は電気関係法令を遵守して施工すること。
- エ 販売商品の搬入、廃棄物等の搬出を行う時間及び経路については、本学の指示に従うこと。
- オ 自販機本体及び回収容器の清掃を行い、清潔さを保つこと。
- カ 自販機の故障、問合せ及び苦情申出先については、設置事業者の責において対応するとともに、自販機本体に、販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記すること。
- キ 自販機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。  
ただし、業務の一部を第三者に委託することを許可する。その場合、第三者の委託した業務に伴う行為について、設置事業者が本学に対してすべての責任を負うこととする。また、設置事業者は、第三者が本学との契約を順守するために必要な事項について、第三者と約定すること。
- ク 契約期間満了又は契約解除により、自販機を撤去した場合には、設置事業者の負担のもと原状回復を行い、本学の確認を受けることとする。  
床面に直接アンカー固定した場合の原状回復については、アンカー切断後、切断面をパテ補修することを最低限とする。
- ケ 自販機ごとの売上個数及び売上金額をひと月ごとにとりまとめて、翌月 5 日前後までに売上報告書により報告すること。なお、売上報告書の書式については本学と協議の上決定とする。

## 7 災害発生時

- (1) キャンパス所在地（横浜市金沢区）において災害が発生し、公立大学法人横浜市立大学災害対策本部が設置され、本学が必要と判断した場合には、自販機内の飲料を無償で提供すること。
- (2) 災害時に本学職員が対応できるよう、専用の鍵を予め貸出しすること。

## 8 賠償責任について

販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自販機に起因する事故による本学及び学生等及び第三者への賠償は設置事業者の責において全て行うこととする。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項については、本学と協議の上決定するものとする。